

キャッシュレス納付について（簡易版）

※ この資料は簡易版です。例外部分を含めると1ページでまとめることが困難になるため、例外部分は省略しています。

○キャッシュレス納付をするには（大前提）

- ・e-Tax システムにログインする。
- ・e-Tax システムにログインするためには、「利用者識別番号（16桁・通称ID）」と「暗証番号」が必要。

○ IDと暗証番号が分からぬ・持っていない

- ・ログイン画面の「はじめての方はアカウントを作成」のリンク先から「電子申告の開始届出書」を提出する。
- ・「電子申告の開始届出書」の提出操作を完了すると、IDが即時に発行される。

（注意事項）

安易にIDを発行（新規取得）しないこと！

※ IDをすでに持っている状態で新規取得した場合、前のIDが使えなくなり、メッセージボックス内の通知などもすべて見ることができなくなる。

※ 申告部分を税理士に依頼しているなど、利用者識別番号（ID）をすでに取得している場合もあるので注意

○キャッシュレス納付の基本的な仕組み（基本、①→⑤の操作）

- ① 「e-Tax システム」へのログイン
- ② 「申告書」又は「徴収高計算書」の送信
- ③ 「受信通知（納付区分番号通知）」の確認
- ④ 「③の受信通知」を開いて、通知の中身から、キャッシュレス納付方法を選択して、手続を開始
- ⑤ 「受信通知（〇〇〇納付完了通知）」の受信 ※納税が完了した日に受信される

○キャッシュレス納付別、メリット・デメリット

キャッシュレス納付の種類		メリット	デメリット
振替納税	「所申・消申・消中・予定」の各国税について、指定の口座から庁の指定日に引き落とす納税（個人のみ）	操作不要。毎年指定日に口座から引き落とす。 手数料不要	初回は「振替依頼書」の届出が必要 個人のみ（法人利用不可） 源泉所得税は対象外
ダイレクト納付	ダイレクト納付の申込をすることで、指定の口座を使って、e-Taxシステム上で納税	操作が簡単。自動ダイレクト機能も追加され、③④の操作も不要。 手数料不要	初回は「ダイレクト納付の申込書」の届出が必要 (使用可能まで3週間程度)
インターネットバンキング等（電子納税）	ネットバンキング口座（今はどの口座も対応している）を使って、e-Taxシステム上で納税	届出不要。手数料不要	④の操作において、毎回口座番号と暗証番号を入力する必要あり。
クレジットカード納付	クレジットカードを使って、e-Taxシステム上で納税。1万円につき99円の手数料発生	届出不要。	④の操作において、クレカ番号等の入力を毎回する必要あり。 要手数料（1万円につき99円）
スマホアプリ納付	PayPayなど、各種Pay払いを使って、e-Taxシステム上で納税。30万円まで	届出不要。手数料不要	④の操作において、QRコード等を読み取って毎回入力する必要あり。 1回30万円まで

○「納付情報登録依頼」について

キャッシュレス納付は、e-Tax システム上の「納付情報登録依頼」メニューを使用し、「税目」、「課税期間」、「納税額」などの項目を入力することによって、キャッシュレス納付の操作を行う仕組みもあります。

⇒「申告書」の送信に代えて、「税目」等を直接入力する方法（徴収高計算書は非対応）

はじめてみよう キャッシュレス納付

(徴収高計算書の送信・ダイレクト納付編)

Go Digital
Go Cashless

金融機関や
税務署に
行く必要
なし！

簡単！
便利！

業務
効率化！

非対面で
納付！



国税庁
e-Tax
キャラクター
イータ君

- 利用者識別番号の取得
- 徴収高計算書（源泉所得税）の送信
- ダイレクト納付の方法

を解説しています

※ 利用者識別番号をお持ちの方はSTEP 2
(4 ページ) からご覧ください。

【ダイレクト納付の事前準備について】

ダイレクト納付を利用するに当たり、
ダイレクト納付利用届出書が必要です。

個人の方の
詳細はこちら



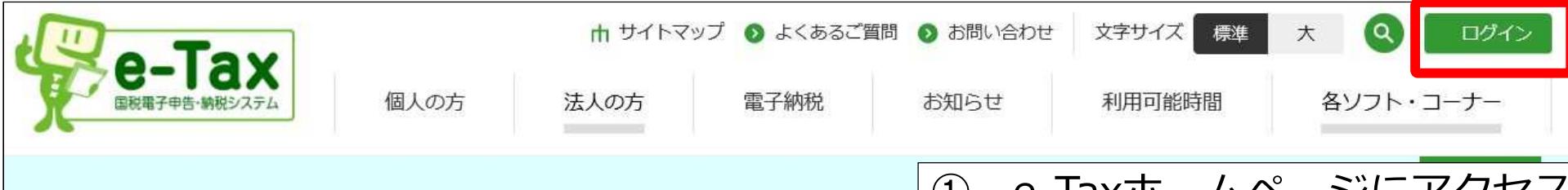
法人の方の
詳細はこちら



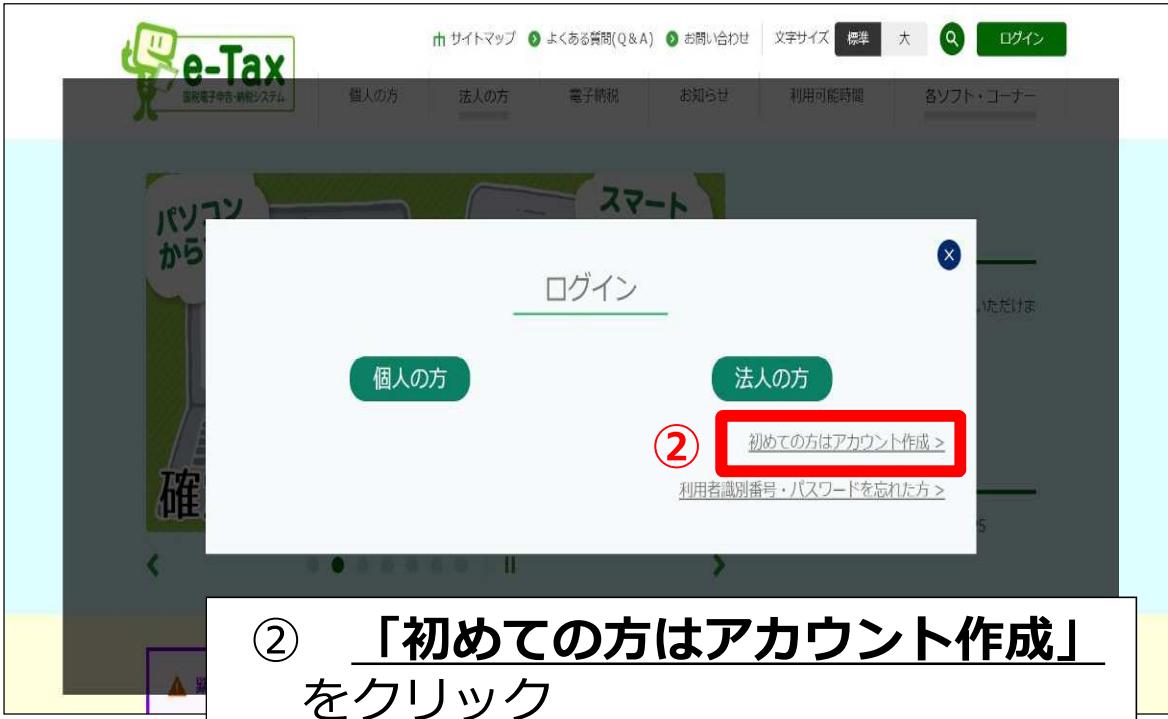
大阪国税局・税務署

STEP 1 利用者識別番号等の取得 1

【e-Taxホームページ】



① e-Taxホームページにアクセスし、「ログイン」をクリック



② 「初めての方はアカウント作成」をクリック

MEMO

このマニュアルでは、利用者識別番号等をWEBで取得する方法を紹介していますが、そのほかにもマイナンバーカードを使って取得する方法（個人の方）や、「法人設立ワンストップサービス」から取得する方法（法人の方）等があります。

詳細は「1 利用者識別番号の取得」をご覧ください。⇒



STEP 1 利用者識別番号等の取得 2

【利用者識別番号の取得方法】

個人の方

開始届出書を作成する

③ 「開始届出書新規」をクリック



④ (個人の方) 「マイナンバーカー ドをお持ちでない方は こちら」をクリック

氏名等必要事項を入
力し、送信すると利
用者識別番号、パスワ
ードが即時に発行され
る。



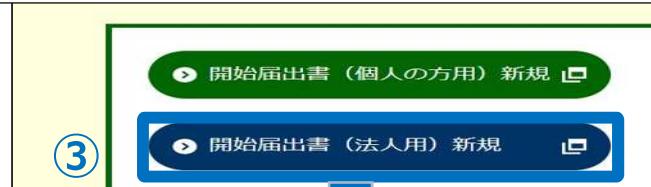
利用者識別番号・パスワード

所得税や法人税の申告等で、利用者識別番号及びパスワードを既に取得している場合があります。
利用者識別番号が分からぬ場合で、税理士の関与がある方は、利用者識別番号の有無について、
事前に税理士に確認してください。

法人の方

開始届出書を作成する

③ 「開始届出書新規」をクリック



④ (法人の方)

氏名等必要事項を入
力し、送信すると利
用者識別番号、パスワ
ードが即時に発行され
る。

STEP 2 e-Taxソフト（WEB版）へログイン

【利用者識別番号でログイン】

The diagram illustrates the steps to log in to the e-Tax software (WEB版) using a user identification number (利用者識別番号).

⑤ e-Taxホームページにアクセスし、「ログイン」をクリック

⑥ 「個人の方」又は「法人の方」をクリック

⑦ 利用者識別番号及びパスワードを入力し、「ログイン」ボタンをクリック

⑤ e-Taxホームページにアクセスし、「ログイン」をクリック

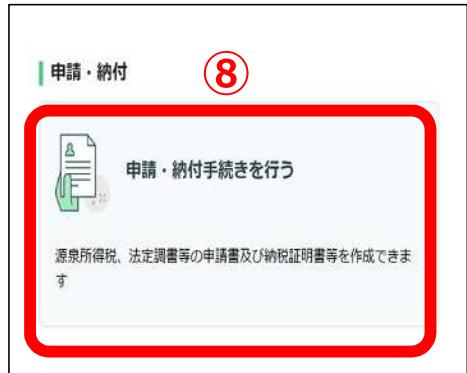
⑥ 「個人の方」又は「法人の方」をクリック

⑦ 利用者識別番号及びパスワードを入力し、「ログイン」ボタンをクリック

STEP 3 徴収高計算書データの送信手続 1

【申請・納付画面】

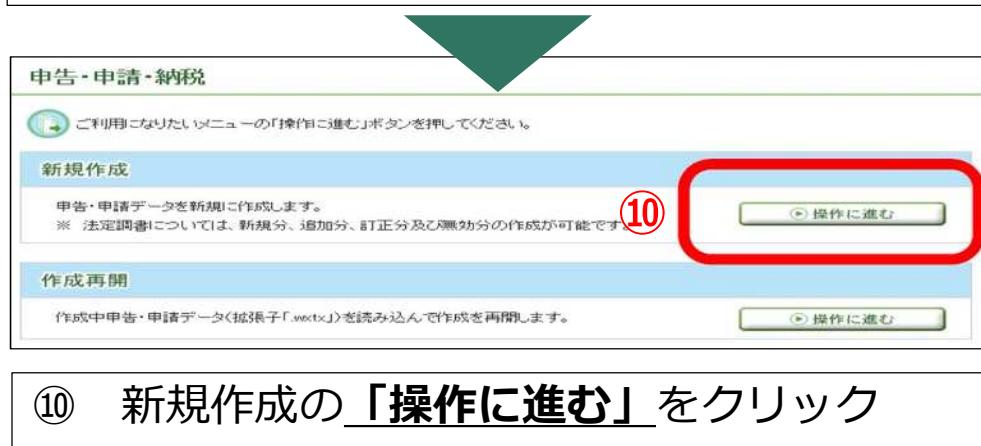
⑧ トップメニューで、「申請・納付手続きを行う」をクリック



⑨ e-Taxの推奨環境を確認し、事前セットアップの必要がある方は、「事前準備セットアップへ」をクリックし、ダウンロードしてください。
セットアップがお済みの方は、「スキップする」をクリックしてください。



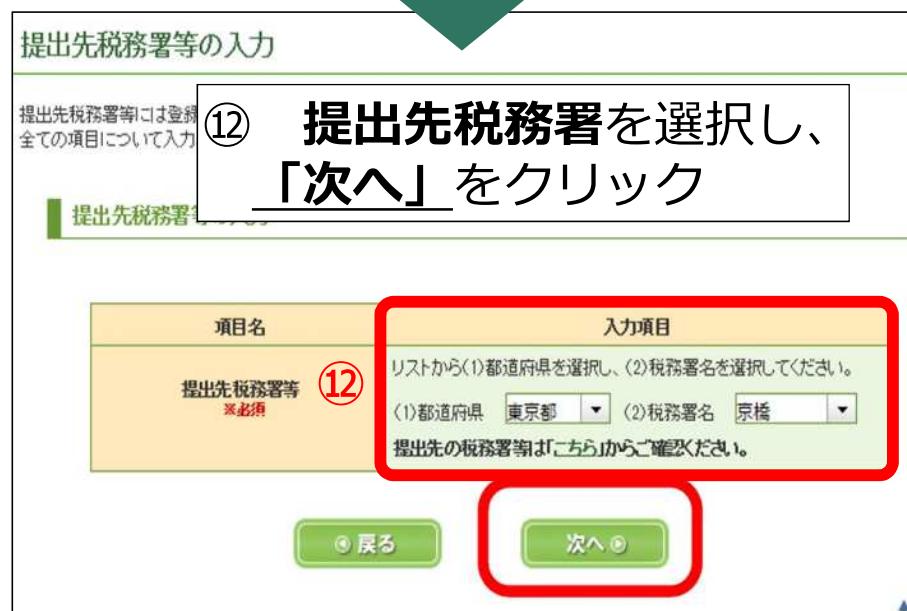
⑩ 新規作成の「操作に進む」をクリック



⑪ 作成する計算書を選択



⑫ 提出先税務署を選択し、「次へ」をクリック



STEP 3 徴収高計算書データの送信手続 2

① 申告書等の作成 1/2

記載要領等 ① 計算書の作成に当たっての留意事項 ①

給与所得・退職所得等の所得税徴収高計算書(一般)は2ステップに分けて入力します(1ステップ目)。

1 納期等の区分及び区分の入力

納期等の区分となる源泉所得税及び復興特別所得税の支払年月を入力し、区分を選択してください。
入力完了後、「次へ」ボタンを押してください。

13 納期等の区分 ① ※必須 令和 6 年 9 月 支払分源泉所得税及び復興特別所得税 (半角数字)

作成	区分	説明
<input checked="" type="checkbox"/>	俸給・給料等	俸給、給料、賃金、旅費などの通常の給与のほか、財産形成給付金等のうち給与等の金額とみなされるもの等について記載します。
<input type="checkbox"/>	賞与 (役員賞与を除く。)	役員に対して支払った賞与以外の賞与(使用者兼務役員に対する使用者職務分の賞与を含みます。)、又は、必要経費に算入した賞与について記載します。
<input type="checkbox"/>	日雇労働者の賃金	日々雇い入れられる者(日雇労働者など)に支払う賃金で日額表の丙欄を適用して所得税の源泉徴収を行っているものについて記載します。
<input type="checkbox"/>	退職手当等	退職手当や一時恩給(所得税法第31条の規定により退職手当等とみなされる一時金を含みます。)などについて記載します。
<input type="checkbox"/>	税理士等の報酬	弁護士(外国法事務弁護士を含みます。)、税理士、公認会計士、会計士補、計理士、社会保険労務士、企業診断員、司法書士、弁理士、建築士、建築代理士、土地家屋調査士、不動産鑑定士、不動産鑑定士補、測量士、測量士補、技術士、技術士補、海事代理士、火災損害鑑定人又は自動車等損害鑑定人の業務に関して支払う報酬・料金について記載します。
<input type="checkbox"/>	役員賞与	法人の法人税法第2条第15号に規定する役員に対して支払った賞与(使用者兼務役員に対する使用者職務分の賞与を除きます。)について記載します。

2 支払年月日・人員・支給額・税額の入力

② 戻る 保存 次へ ②

13 「納期等の区分」へ源泉所得税及び復興特別所得税の支払年月を入力し、「作成」欄にチェックを入力の上、「次へ」をクリック
※ 「作成」欄にチェックを入力した計算書のみ、次画面において税額等の入力が可能となります。

STEP 3 徴収高計算書データの送信手続 2

⑪ 申告書等の作成 2/2

記載要領等 計算書の作成に当たっての留意事項

始与所得・退職所得等の所得控除控収高計算書(一括)は2ステップに分けて入力します(2ステップ目)。

1 稼働等の区分及び区分の入力 (完了)
 2 支払年月日・人員・支給額・税額の入力

各区分について、支払年月日・人員・支給額・税額を入力してください。入力完了後、「次へ」ボタンを押してください。

区分	支払年月日 (半角数字)	人員 (半角数字)	支給額 (半角数字)	税額 (半角数字)	備考
					会計年度 (半角数字)
賃給・給料等(01) ①	令和 6 年 9 月 23 日	10 人	2,500,000 円	20,000 円	
賞与(現員賞与を除く。)(02) ②	年 □ 月 □ 日	人	円	円	
旦那労活動の資金(03) ③		人	円	円	
退職手当等(07) ④	年 □ 月 □ 日	人	円	円	
報理土等の差額(08) ⑤	年 □ 月 □ 日	人	円	円	
現員賞与(03) ⑥	年 □ 月 □ 日	人	円	円	
			年末調整による不足控額(04) ⑦	円	
			年末調整による超過税額(05) ⑧	▲ 円	
			本 税 ※自動計算	20,000 円	
			延 滞 税	円	
			合 计 額 ※自動計算 未入力	20,000 円	

備考

所得控除控収高計算用紙の添付の有無
 是 否

戻る 保存 次へ

⑭ 「区分」欄で該当する計算書を選択し、「支払年月日」、「人員」、「支給額」、「税額」等を入力の上、「次へ」をクリック

STEP 3 徴収高計算書データの送信手続 3

④ 入力内容の確認・訂正

記帳登録① 計算書の作成に当たっての基本事項②

入力した内容を確認し、「次へ」ボタンを押してください。また、「確認・変更」ボタンを押下することで、住所等の利用者情報の変更を行うことができます。
入力内容の訂正を行う場合は、「戻る」ボタンを押して入力画面に戻り、訂正をしてください。
「印刷」ボタンを押下すると帳票イメージをPDF形式でダウンロードします。

給与所得・退職所得等の 所 徹 収 高 計 算 書					
32309	令和 年度 6	税 务 署 名 京橋	税 务 署 番 号	税務署使用額 110	整 理 番 号
支 払 分	支 払 年 月 日	入 金	支 配 点	税 額	
俸給・給料等 〔 01 〕	令和 6 9 23	10	2,500,000	20,000	
W.W.支給額調整(02)					
日雇労働者の賃金(06)					
退職手当等 〔 07 〕					
税理士等の報酬(08)					
役員賞与 〔 09 〕					
同上の支払確定年月日					
住 所 (電話番号) (所在地)					
氏 名 (本名)	株式会社国税商事				
摘要					
所得控除用紙の送付の要否 <input type="radio"/> 1 送付不要 <input checked="" type="radio"/> 2 送付希望					

納期等の区分
令和 年 月
6 9
支払分源泉所得税
及び雇用特別所得税

年末調整による不足税額(04)	
年末調整による超過税額(05)	▲
本 税	20,000
延 滞 税	
合計額	20,000

- ⑯ 入力した内容を確認し、確認の結果、入力内容に誤りがない場合は「次へ」をクリック
※ 入力内容の確認には、「印刷」ボタンをご活用いただくこともできます。

項目名	入力内容	
提出先税務署等 ※必須	(1)都道府県 東京都 (2)税務署名 京橋 提出先の税務署等は「こちら」からご確認ください。	
項目名	利用者情報の確認・変更	
利用者情報	<input checked="" type="radio"/> 確認・変更	
<input type="button" value="戻る"/>		<input type="button" value="印刷"/>
<input type="button" value="保存"/>		<input type="button" value="次へ"/>

⑯

STEP 3 徴収高計算書データの送信手続 4

ナビゲーションメニュー
作成手書きの選択 > 手書きの作成 > 入力内容の確認・訂正 > 受付システムへの送信 > 送信結果の確認

受付システムへの送信

以下の手書きを受付システムへ送信します。

- この手書きを利用する場合は、納税額がある方で、自動ダイレクトを利用する場合は、STEP 4 ダイレクト納付手続 1 (P. 10) へ進む
- 手書きを保存する場合は、16
- この手書きには税務代理権者が記載されている場合は、17
- 送信した手書きの受信通知は、18

項目名
手書き名
氏名又は名
個人番号又は法
提出先税務署
添付書類
提出年月日

受信通知の格納先フォルダ
未選択(共通フォルダ)
フォルダ選択
(*)フォルダ選択

(*)戻る 保存 添付書類 送信

Copyright ©国税庁

受付システムへの送信

手続き「給与所得・退職所得等の所得税徴収高計算書(一般)」を受付システムへ送信しますか？

⑯ 「はい」をクリック

⑰ はい いいえ

即時通知の確認

送信が完了しました。

送信した以下の申告
この即時通知は

- 審査の結果、正しく受け取った場合は必ず「受信通知」
- 「受信通知の確認」
- 即時通知を読み取る

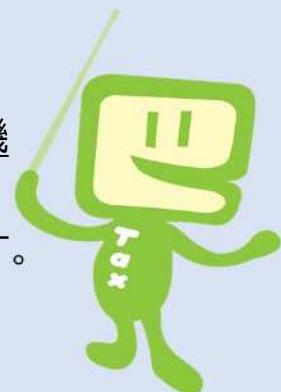
納税額がある方で、自動ダイレクトを利用せず、ダイレクト納付を利用する場合は、STEP 4 ダイレクト納付手続 1 (P.11) へ進む

! 「自動ダイレクト」とは

e-Taxの申告等データを送信する画面で、「自動ダイレクトを利用する」旨の項目にチェックを入れて送信すると、申告等データの送信と併せてダイレクト納付の手続をすることができる機能です。自動ダイレクトをご利用の場合の口座引落日は、各申告手続の法定納期限となります。

なお、法定納期限に自動ダイレクトの手続をした場合は、その翌取引日に口座引落しされます。

即時に納付したい場合や、法定納期限より前に納付したい場合は、チェックを付けずに、受信通知（納付区分番号通知）から納付してください。



STEP 4 ダイレクト納付手続1 - 自動ダイレクトを利用して納付 -

【自動ダイレクトを利用する場合】

アプロード済み手続一覧
手続の作成
入力内容の確認・訂正
受付システムへの送信
送信結果の確認

受付システムへの送信

以下の手續を受付システムへ送信します。

⑯-1 「自動ダイレクトを利用する」にチェックを付し、「送信」をクリック

※ ダイレクト納付に複数口座の登録がある場合は、事前にマイページで設定した口座（設定していない場合は、空欄）が表示されるので、確認の上、変更がある場合は、「口座の選択・変更」をクリックして口座を変更してください。
マイページで口座を設定していない場合、毎回口座を選択する必要があります。

自動ダイレクト

本申告は自動ダイレクトの対象です。自動ダイレクトとは？

私（当社）は、申告した納税額について、自動ダイレクトを利用し、下記の口座からの引落しにより納付します

利用者識別番号	1234123412341234
引落日	令和6年10月10日
納付金額	20,000円
引落口座	国税銀行 東京営業部 普通預金 333333 3

※ 口座の選択・変更

送信

Copyright © 国税庁

自動ダイレクトの実行確認

「申告された納付額について、自動ダイレクトによる引落を行う」にチェックがあるため、法定納期限当日（法定納期限当日に申告された場合は、法定納期限の翌営業日）に自動的に口座引落しが行われます。よろしいですか？

※ 口座引落しの前、口座引落しができない場合

⑯-2 「はい」をクリック

はい いいえ

受付システムへの送信

手続き「給与所得・退職所得等の所得税徴収高計算書(一般)」を受付システムへ送信します。

⑯-3 「はい」をクリック

はい いいえ

即時通知の確認

送信が完了しました。

この即時通知

STEP 4 ダイレクト納付手続3
(P.15) へ進む

• 審査の結果、必ず「受信確認」
• 「受信通知」
• 即時通知を紙で出力する場合は、「印刷」ボタンを押してください。電子ファイルで保存する場合は、「保存」ボタンを押してください。

STEP 4 ダイレクト納付手続1 - 自動ダイレクトを利用せずダイレクト納付で納付 -

【「即時通知」画面から「受信通知（納付区分番号通知）」にアクセスする場合】

即時通知の確認

送信が完了しました。

送信した以下の申告・申請データは現在審査中です。

この即時通知は再表示できませんので、必要に応じて、印刷又は保存を行ってください。

- 審査の結果、正常に受け付けられない場合があります。
必ず「受信通知の確認」ボタンを押して、申告・申請データの送信結果をご確認ください。
- 「受信通知の確認」ボタンを押しても受信通知が表示されない場合は、送信結果・お知らせメニューより送信結果をご確認ください。
- 即時通知の確認

(19)-1 「受信通知の確認」をクリック

利用者識別番号(送信者)	1234123412341234
受付日時	2024/10/08 18:49:52
受付ファイル名	給与所得・退職所得等の所得税徴収高計算書（一般）.txt
受付番号	20241008184952963519
エラー情報	

印刷 保存 受信通知の確認 メインメニュー

受信通知（納付区分番号通知）

通知内容

⑯-2 「受信通知（納付区分番号通知）」が表示される。

⇒ 今すぐに納付される方は、
STEP 4 ダイレクト納付手続2 (P.13) へ進む

⇒ 納付日を指定して納付される方は、
STEP 4 ダイレクト納付手続2 (P.14) へ進む

送信者 なお、 で、こ と、こ る。	受信者 なお、 で、こ と、こ る。
選択さ いて、 ださい ます。	利用 者
氏名	代表者等氏名 代表太郎
受付番号	20241008184952963519
受付日時	2024/10/08 18:49:52

STEP 4 ダイレクト納付手続1 - 自動ダイレクトを利用せずダイレクト納付で納付 -

【参考：「メッセージボックス」から「受信通知（納付区分番号通知）」にアクセスする場合】



③ 「受信通知（納付区分番号通知）」が表示される。

- ⇒ 今すぐに納付される方は、
STEP 4 ダイレクト納付手続2 (P.13) へ進む
- ⇒ 納付日を指定して納付される方は、
STEP 4 ダイレクト納付手続2 (P.14) へ進む

STEP 4 ダイレクト納付手続2

【今すぐに納付される方】

受信通知（納付区分番号通知）

通知内容

送信されたデータを受け付けました。
なお、後日、内容の確認のため、担当職員からご連絡させていただく場合がありますので、ご了承ください。

②-1 納付手続の重複にご注意ください。

選択された納付手続が完了しないまま、本画面または別ウィンドウ（外部サイト）において、別途、納付手続をされた場合、二重に納付されるおそれがありますのでご注意ください。

利用者識別番号 1234123412341234

②-1 受信通知の「今すぐに納付される方」をクリック

各種手続・サービス

ダイレクト納付

届出をした預貯金口座よりダイレクト納付を行うことができます。

今すぐに納付される方

納付日を指定される方

ダイレクト納付（今すぐ納付）

ダイレクト納付を行います。
納付内容を確認の上、引き落とし口座を指定してください。

②-2 預貯金口座を選択し、「上記内容を全て確認しました」にチェックし、「納付する」をクリック

納付先 京橋税務署

税目 源泉所得税及復興特別所得税

申告区分

課税期間（目） 令和06年09月

必須 引き落とし口座

国税銀行東京営業部（普通預金）3333333
 イーチャクス銀行大阪営業部（普通預金）2222222

上記の内容を全て確認しました。

納付する >

STEP 4 ダイレクト納付手続2

【納付日を指定される方】

受信通知（納付区分番号通知）

通知内容

送信されたデータを受け付けました。
なお、後日、内容の確認のため、担当職員からご連絡させていただく場合がありますので、ご了承ください。

②1 納付手続の重複にご注意ください。

選択された納付手続が完了しないまま、本画面または別ウィンドウ（外部サイト）において、別途、納付手続をされた場合、二重に納付されるおそれがありますのでご注意ください。

利用者識別番号 1234123412341234

②1-1 受信通知の「納付日を指定される方」をクリック

各種手続・サービス

ダイレクト納付

届出をした預貯金口座よりダイレクト納付を行うことができます。

今すぐ納付される方

納付日を指定される方

ダイレクト納付（納付日指定）

②1-2 預貯金口座を選択し、納付日を指定した後、「上記内容を全て確認しました」にチェックし、「納付する」をクリック

必須 引き落とし口座

国税銀行東京営業部（普通預金）3333333

イータックス銀行大阪営業部（普通預金）2222222

必須 納付日

年 月 日

注意事項

納付日は、納期限までの日を指定します（納期限の日が土日祝日に当たるときは、翌開庁日が納期限となります）。
納付日に、土日祝日と12月29日～1月3日を指定することはできません。

上記の内容を全て確認しました。

納付する >

STEP 4 ダイレクト納付手続3

【受信通知（ダイレクト納付完了通知）】

- ㉚ 口座引落し手続の実施後、金融機関から連絡される引落し結果をメッセージボックスに格納

㉚

受信通知（ダイレクト納付完了通知）

通知内容

ダイレクト納付による登録口座からの引き落としが完了しました。

利用者識別番号 1234123412341234

氏名（名称） 株式会社 国税商事

受付番号 20241008184952963519

納付年月日 2024/10/10

納付先 京橋税務署

税目 源泉所得税及復興特別所得税

申告区分

課税期間 自 令和06年09月

至

金融機関 国税銀行東京営業部

納付金額 20,000円

- 引落しが完了した場合、受信通知（納付区分番号通知）においても納付完了に表示を更新
- エラー通知が格納された場合、エラーの理由解消後、受信通知（納付区分番号通知）から再度ダイレクト納付が可能
- 利用者情報にメールアドレスを登録すれば、結果通知格納時に、登録アドレスへ通知を格納した旨を連絡

(参考情報) e-Taxに関する質問と地方税ポータルシステム

e-Taxの事前準備、送信方法、エラー解消などについて

① 「よくある質問Q&A」で解決

e-Taxのご利用に当たって、皆様から寄せられた質問をe-Taxホーム
ページに掲載しています。

パソコン等の推奨環境、e-Taxソフトの操作に関するご不明な点など、
e-Tax全般に関する質問につきまして、まず、こちらをご覧ください。

詳しくは
こちら



② 「e-Tax・作成コーナーヘルプデスク」で解決

e-Taxソフト・確定申告書等作成コーナーの事前準備、送信方法、
エラー解消などの使い方に関するお問い合わせに電話で対応する専門窓口
(税務相談等を除く。)として、e-Tax・作成コーナーヘルプデスクを設置
しております。

ナビダイヤル
(全国一律の通話料金)

0570-01-5901

月曜日～金曜日 9時から17時
※休祝日及び12月29日～1月3日を除く。

詳しくは
こちら



個人住民税(特別徴収分)もキャッシュレス納付が便利です！

地方税ポータルシステム (eLTAX) 個人住民税 (特別徴収分)

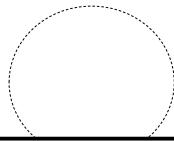
eLTAXで個人住民税 (特別徴収分) をキャッシュレスで納付することができます。

詳しくは
こちら



法人番号

※個人の方は個人番号の記載は不要です。



国税ダイレクト方式電子納税依頼書 兼国税ダイレクト方式電子納税届出書

令和 年 月 日提出

氏名（法人名及び代表者氏名）

税務署長 あて

私(当社)は、国税について、電子納税(ダイレクト方式)を利用することとしたいので届け出ます。
なお、税理士から申告書等を代理送信した場合には、税理士が私(当社)に代わって電子納税(ダイレクト方式)手続の実行をできるよう、あわせて届け出ます。

取扱金融機関 御中

私(当社)は、国税の納付を電子納税(ダイレクト方式)により納付することとしたいので、下記約定を確約の上、依頼します。

1 指定預貯金口座

住 所 (所在地)	(〒 -) 電話 ()	(金融機関お届け印)						
	(申告納税地)							
氏 名 (法人名及び 代表者氏名)	(フリガナ)	[印影が不鮮明な場合には、 こちらにも押印してください。]						
指定金融機関	銀行・信用金庫 労働金庫・農協 信用組合・漁協	本店・支店 本所・支所 出張所						
預金種別	1 普通 2 当座 3 納税準備	口座番号 (ゆうちょ銀行以外)						
ゆうちょ銀行	記号番号	-						

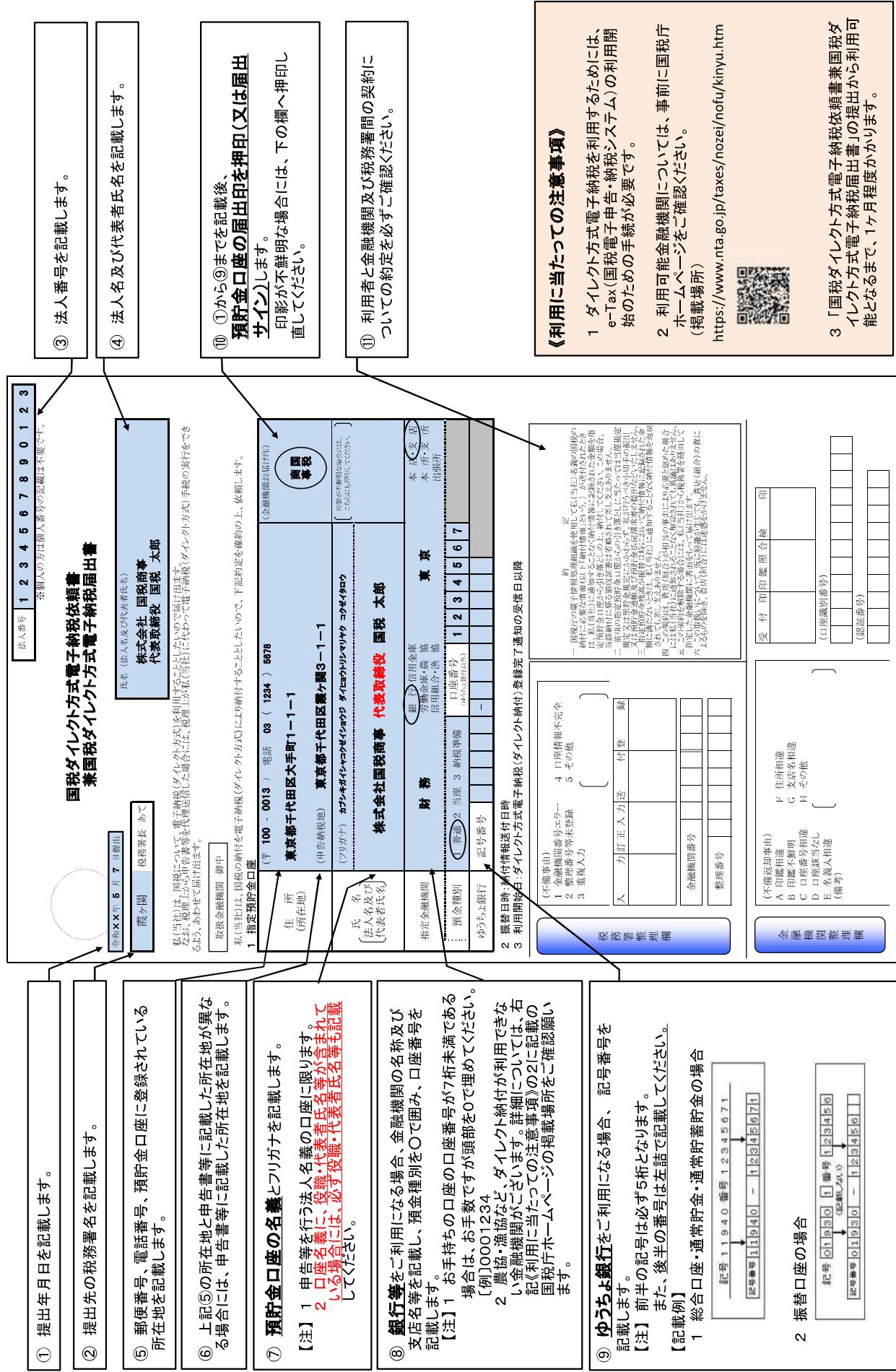
2 振替日時:納付情報送付日時

3 利用開始日:ダイレクト方式電子納税(ダイレクト納付)登録完了通知の受信日以降

(不備事由)						
1 金融機関番号エラー	4 口座情報不完全					
2 整理番号等未登録	5 その他					
3 重複入力						
()						
入 力	訂 正 入 力	送 付	登 錄			
金融機関番号						
整理番号						

○「国税ダイレクト方式電子納税依頼書兼国税納税届出書」記載要領（法人納税者用）

内に必要事項を記載し、預金印を押印後、住所等を所轄する証券会社に提出してください。



**国税の納付は
キャッシュレス納付
をご利用ください！**

- 簡単！
便利！
- 業務効率化！
- 非対面で
納付！
- 金融機関や
税務署に
行く必要
なし！

ダイレクト納付

e-Taxで申告書等を提出した後、納税者ご自身名義の預貯金口座から、即時又は納付日を指定して、口座引落しにより納付する手続です。

こんな方に
おすすめ！

- e-Taxを利用している方
- 源泉所得税を納付している源泉徴収義務者の方

- 事前にダイレクト納付利用届出書を提出することで、複数の預貯金口座を選択（※）できます。
- 期限内申告の課税期間内であれば、申告書の提出前に納付見込額を資金繰りに応じて事前納付する予納制度にも対応しています。

※ 同一金融機関における複数の預貯金口座のダイレクト納付の利用可否については、国税庁ホームページで「利用可能金融機関一覧」をご確認ください。

- ご利用に当たっては、事前に税務署へe-Taxの利用開始手続を行った上、ダイレクト納付利用届出書を提出していただく必要があります。個人の方は、e-Taxによる提出も可能です。
- 届出書の提出からご利用可能まで1か月程度（e-Taxでの提出は1週間程度）かかります。
- 領収証書は発行されません（納付状況は預貯金通帳等をご確認ください。）。
- 利用可能金融機関や利用可能額等の詳細は、国税庁ホームページをご確認ください。

自動ダイレクト機能が追加されました！

e-Taxの申告等データを送信する画面で、「自動ダイレクトを利用する」旨の項目にチェックを入れて送信すると、申告等データの送信と併せてダイレクト納付の手続をすることができる機能です。
自動ダイレクトを利用すると、口座引落日は各申告手続の法定納期限となり、法定納期限に自動ダイレクトの手続をした場合は、その翌取引日に口座引落しされます。

▼詳細はこちら

振替納税による納付

こんな方に
おすすめ！

- 所得税や消費税の申告書を毎年提出する個人事業主の方

納税者ご自身名義の預貯金口座からの口座引落しにより自動的に納付する手続です。

- 利用可能税目 ①「申告所得税及び復興特別所得税」（※1）
②「消費税及び地方消費税（個人事業者）」（※2、※3）
- ご利用に当たっては、事前に税務署又は希望する預貯金口座の金融機関へ振替依頼書を提出していただく必要があります。e-Taxによる提出も可能です。
- 領収証書は発行されません（納付状況は預貯金通帳等をご確認ください。）。
- インターネット専用銀行等の一部の金融機関や、インターネット支店等の一部の店舗では利用できない場合がありますので、利用の可否については、取引先の金融機関へお問い合わせください。

※1 期限内に申告された確定申告（3期）分及び延納分、予定納税（1期、2期）分が対象です。

※2 期限内に申告された確定申告分及び中間申告分が対象です。

※3 所得税のみ振替納税を利用されている方が、消費税の振替納税を利用する場合には、新たに振替依頼書の提出が必要です。（消費税のみ利用されている方が、所得税を利用する場合も同様です。）

振替依頼書及びダイレクト納付利用届出書(個人)は、e-Taxで提出できます！

▼オンライン提出(Web版)
マニアル(2.392KB)

▼オンライン提出(SP版)
マニアル(3.054KB)

パソコンやスマートフォンからe-Taxソフト(WEB版)にログインし、必要事項を入力することで、

金融機関届出の押印なしにオンラインでの提出(電子証明書等添付不要)が可能です。

▼QRコード

インターネットバンキング等からの納付

インターネットバンキングやATMから納付する手続です。

こんな方に
おすすめ！

- インターネットバンキングを利用している方
- 近くに金融機関のATMがある方

- ご利用に当たっては、事前に税務署へe-Taxの利用開始手続が必要です。
- 源泉所得税及び復興特別所得税（自主納付分）は、e-Taxによる徴収高計算書データの送信が必要です。
- 領収証書は発行されません（納付状況は預貯金通帳等をご確認ください。）。
- 利用可能金融機関や利用可能額等の詳細は、国税庁ホームページをご確認ください。

クレジットカード納付

こんな方に
おすすめ！

- クレジットカードを利用している方

▼詳細はこち
ら

パソコンやスマホから「国税クレジットカードお支払サイト」へアクセスし、クレジットカードにより納付する手続です。

- 納付額に応じた決済手数料がかかります。
- 「国税クレジットカードお支払サイト」での納付手続が完了すると、その納付手続の取消しはできません。
- 源泉所得税及び復興特別所得税（自主納付分）は、e-Taxで徴収高計算書データを送信後、受信通知から納付を行う場合のみ可能です。
- 領収証書は発行されません（納付状況は利用明細等をご確認ください。）。
- 金融機関やコンビニ、税務署の窓口では、クレジットカードによる納付はできません。

スマホアプリ納付

こんな方に
おすすめ！

- Pay払いを利用している方

▼詳細はこち
ら

e-Taxで申告等データを送信した後に格納される受信通知（納付区分番号通知）から専用サイトへアクセスし、Pay払いにて納付する手続です。

- 納付しようとする金額が30万円以下の場合に利用することができます。
※ 利用するPay払いに設定された上限金額により、利用可能な金額が制限される場合があります。
- アカウント残高を利用した支払方法のみ利用可能なため、事前に利用するPay払いへのアカウント登録及び残高へのチャージが必要です。
- 領収証書は発行されません（納付内容(PDF)データで納付情報をご確認ください。）。
- 金融機関やコンビニ、税務署の窓口では、Pay払いによる納付はできません。

キャッシュレス納付
以外の便利な納付方法

コンビニ納付 (QRコード)

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」及び「コンビニ納付用QRコード作成専用画面」等で作成・出力した「QRコード」をコンビニのキオスク端末に読み取らせて、バーコード（納付書）を出し、コンビニのレジで納付する手続です。

- 利用可能なコンビニは、ローソン、ナチュラルローソン、ミニストップ（いずれも「Loppi」端末設置店舗のみ）、ファミリーマート（「マルチコピー機」端末設置店舗のみ）となります。
- 利用可能額は、バーコード（納付書）1枚につき30万円以下となります。
- 領収証書は発行されません（払込金受領証は発行されます。）。
- 作成した「QRコード」(PDFファイル)をスマホに保存し、画面に表示して「Loppi」「マルチコピー機」端末に読み取らせることも可能です。

※ QRコードは(株)デンソーウエーブの登録商標です。

各納付方法の詳細は、国税庁ホームページの「納税に関する総合案内」からご覧ください。
<https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/annai/index.htm>

▼詳細はこち
ら

▼e-Tax ホームページ

▼e-Tax ソフト(Web版)
個人の方

▼e-Tax リフト(Web版)
法人の方